

真の地方分権改革の推進を求める決議

平成5年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」を受けて、これまで地方分権改革が推進され、先般の第四次一括法の成立により、一応の区切りがついたとされているが、内閣府が実施した実態調査においても、地方税財源の充実や都市自治体への更なる権限の移譲が課題となるなど、真に地方が望む改革とは、未だ程遠いのが現状である。

分権型社会の構築は、わが国が持続可能で活力に満ちた社会を築き上げていくために必要不可欠であり、国と地方が対等の立場で協議を行い、役割分担の抜本的見直しや大胆な権限移譲、税源配分5：5の実現、地方共有税の創設、地方交付税の充実等による地方税財政基盤の強化など、地方の自主性、自立性を高めるための改革を早期に実現することが重要である。

よって、国におかれては、法制化された国と地方の協議の場を実効性のあるものとして運営するとともに、真摯な協議を通じ、地方との連携のもと、真に地方分権の理念に沿った改革の推進に引き続き取り組まれるよう強く要望する。

以上、決議する。

平成26年10月17日

第165回北信越市長会総会